

対し、民生費は二%の伸びに抑えられております。

今後も、都市施設の充実というものが、市の一つの柱ではあるが、現在の経済情勢の中で、市民の生活を守るといふことのほうがより大きなウェイトを占めることは当然のことだ、今後、これらを重視し、積極的施策を進めることを要求し、私の、簡単ではあります。が反対討論いたします。

○議長(岩田博君) 次に、賛成者 五番森田治男君。

(五番 森田治男君登壇)

○五番(森田治男君) 議案第十八号昭和五十四年度福生市一般会計予算に対し、賛成討論を行います。

低経済成長時代に入り、地方公共団体の行財政運営も大変厳しい状況の中にあり、特に、東京都財政が極度に逼迫した状況に陥った結果、補助金等の全額カット、あるいは一部削減と、当市を取り巻く環境も例外でなく、極めて厳しい状況の中にあります。

さて、当市の昭和五十四年度一般会計の予算総額と五十三年度の当初予算総額を比較いたしますと一八・二%の増額でございますが、五十三年度補正予算(第

六号)時点までの総予算額と比べますと二%増額であります。

二日間にわたる予算委員会の審議の過程の中で、堅実な予算の組み立てと指摘いたしておきましたとおり、市民税は対前年度実績四・四%アップの二十六億四千万円余りということ、さらに、基地交付金及び地方交付税は、国の地方財政計画によるアップ率より、かなり低く抑えて予算編成されたことを見るにつけ、堅実な予算編成と言えらるものであります。

しかしながら、都財政の逼迫等を考慮すれば、市長の施政方針でも述べられておるように、都に対し、関係市町村と一体となって強かに復活要望を図られるとともに、これ又、強かに増額されますよう、四万八千市民のために、理事者も、議会も、職員も一体となって、国に対し基地所在地の特性を生かして働きかける努力を怠ってはならないと考えるものでございます。

なお、この際、反対者に一言添えておきますが、国から補助金等が年間二千万円程度つきそったものを、赤旗新聞等に取材させて、わざわざ福生に補助金を来なくさせてしまおうとしていることは、共産党は、福生四万八千市民の不幸せを願っていると言わざるを得ないのであります。せつかくの努力に対して、足を引っ張ることのないよう

うに、福生市民の幸せを願うての議会活動でなくてはならないのであります。あえて、賛成討論に一言添えておきます。

又、歳出にあつては、市民希望の図書館、能生緑地整備の敢行、あるいは学供の建設等、文化都市としてのシビルミニマム達成に向かつての予算であり、一方、福祉関係にあつては、都の最悪の状況下でも対応できるよう、予備費に必要財源を確保していることで、市民は安心して生活できるものと考えらるものであります。

昭和五十四年度は財政主導的な行政が予測され、行財政運営は、より以上の厳しさが予想されますが、予算執行に当たっては、その細かい行政を市民のためになされることを切望し、紙格的に見て、極めて堅実な予算編成であり、市民の幸せを願うての予算であると断言して、賛成討論といたします。

○議長(岩田博君) 以上で討論は終わります。

これより本案について、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田博君) 起立多数であります。よつて議案第十八号は、委員会報告とおり可決されました。

○議長(岩田博君) 一時まで休憩いたします。

午後零時一分 休憩

午後一時三分 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十七議案第十九号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でございますので、議案第十九号について、審査報告をさせていただきます。

なお、議長あこの審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本予算は総額八億六千二百六十万円としようとするものであり、理事者より説明を受けました後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げます。都の支出金が前年を下回っても保険料の値上げにならないか。保険料徴収員報償金、高齢者記念品代、健康家庭記念品代の積算について。外人加入者の数及び徴収率について。療養給付費及び療養費の国、都支出金の四億五千六百八十万七千円は、歳入のどこからきているのか等々質疑がありました。

これらに対し、都支出金については前年とおり組んだが、このうち、調整補助金約四千万円は二十三区との格差是正分ということであつたが、都では格差はもうなくなつたと考へているため、来ない危険性がある。しかし、そうなつたとしても五十三年度においても一億程度の繰越金がある見込みであり、医療費の大幅な改定がない限り、保険料の値上げはしないでもやっていると申す。ただ、限度額については、福生は現在十七万円であるが、現段階の十九万円に引き上げるように都の監査

なにも厳しく指摘されていろいろ、これについては場合によつて考へなければならぬ。かもしれない。保険料徴収員報償金は、仮算定が二百三十万円の四十件、本算定が三百三十万円の三十六百件の計算である。高齢者記念品は八十億を迎える方四十万円の三十人分、健康家庭は二十万の三百四十世帯分である。外人加入者は、日韓協定に基づき永住許可者三百九人、朝鮮八十四人、中国四十二人、米人三千七人、英国一人、カナダ一人、ニカラグア二人、韓国二十一人の計三百九十七人で、徴収率はよく、滞納はほとんどない。療養給付費の国都支出金の四億五千四百四十万円の内訳は、国庫支出金の療養給付費負担金から四億一千九百九十八万六千円、調整交付金の四百六十円、都支出金の給付費補助金から七十万円、老人医療の分が一十三百九十五万五千円、調整補助金で二千三百三十九万九千円であり、療養費には国庫支出金の療養給付費負担金から、五百七十六万七千円を充てている等の答弁がありました後、採決いたしましたところ、全員異議なく原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会決定とあり御賛同賜りますようお願い申し上げ、審査報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより本委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については、討論を省略し、本員会報告とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第十八議案第二十号昭和五十四年度福生市福生都市計画事

業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名によりまして、本案に対する審査の報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

五十四年度の当初予算としては、歳入で加美平地区の保留地処分金や換地精算金が主で、歳出では、加美平及び東口両地区の事業費、あるいは換地精算金等を主とした七千三百五十二万一千円の当初予算額である。

委員より、終局間近な加美平事業に投じた総事業費はどのくらいか。又、委員の記念品代について指摘があり、これに対し、加美平事業の総事業費は、約十六億九千三百万円である。記念品は、審議会委員十四名と、評価委員四名が十七年間努めていたためのもので、この中には羽村町の委員三名も含まれている。

又、保留地処分金については、八巻さん、本林田さん、それに弥生保育園関係で二十九百八十九円、そのほかで、三百二十四万六千円、合計三千二百三十二万六千円が五十四年度の当初予算額となっている。

このような答弁があり、さらに委員より加美平事業の問題解決にいろいろ御尽力くださった方には、特に御配慮願いたい旨の意見も出されました。本予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会の決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第十九議案第二十号昭和五十四年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名によりまして、本案に対する審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

当市における下水道事業も七年目を迎えました。

本会計の説明が理事者よりなされた後、委員中より、一般会計からの繰り入れの考え、又、公債比率と最終年度における地方債の見込みについて、さらに又、本事業に対する補助率の状況、あるいは本年度予算を執行する上での人員配置はどうするのか。普及率はどの程度に見込んでいるのか、等々活発な質疑がありました。

これらに対して理事者側より、繰り入れの考えとしては、事業費の約九〇%近くが地方債であり、その補てんと人件費分を一般会計より補てんするといふ考えである。五十四年度として二億八千六百万円を計上しているが、今後、都府政の事情等を勘案しながら、極力繰り入れはしていきたい。公債比率については、約一三%強となっている。五十四年度における工事費は、約十億円で、このうち補助対象事業は四三%程度となっている。職員は十名おり、今後西住宅周辺排水路事業も始まるので四月一日に四名増員し、その人件費は一般会計で措置することになっている。最終年度における地方債の総額は約百億円程度になるも

のと見込んでいる。

このよう回答があり、又さつに、五十四年度における受益者負担の関係、あるいは工事場所等について質疑があり、これに対し受益者負担金も順調に収納されてあり、五十四年度の総地価は約百ヘクタールで、三〇%の減免分を除くと一億二千七百四十万円となり、このうち一割分を四〇%と見て四千八百四十二万円、又、分割分を六〇%として一千二百九十九万六千円を見込み、合計六千四百四十万八千円、又、五十三年度分の分割分として一千四百四十五万円を見込み、合わせて七千五百八十五万八千円と見込んだものである。五十四年度における工事については、面積にして七十九ヘクタール、延長一万八千五百メートル、三百五十三ミリから八百ミリの管理設を予定しているが、補助金等との関係から、場所については確定していない。極力、交通や人口密度等を考慮し、広範にわたって行いたいと思う。昭島市側についても、当市から要望もし、五十五年度ごろには認可されるものと思ふ。

以上のような回答があり、さらに又、委員から毎月報告される契約工事関係について、変更された場合には御通知いたしたい旨の意見も出され、本会計の

当初予算は、全員異議なく、可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会の決定とあり御可決くださいますようお願いいたしまして報告を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で委員長報告を終りました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終ります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、討論を省略し、委員長報告とあり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第二十議案第二十二号昭和五十四年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名によりまして、本案に対する審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会計は、金額東京都からの受託事業収入三億九千七百七十三万円で、本市の水道業務を行うもので、特に委員より、古くなった管の取りかえ計画について指摘があり、全体の半分程度は古い石綿管であり、都においとも漏水防止対策にかんて、このような古い管は近い将来には取りかえる計画があるという

こと、又、公共下水道の供用開始に伴い、水洗便所に改造する場合、水道工事もやれるようにできないものかとの指摘があり、その点は、余り拡大して下水道工事店が行うと問題も生ずる恐れもあるので、普及率向上の面から、都に対し指定業者の増について協議したい。

このような答弁がなされ、本会計予算は原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会の決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第二十二号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

たゞいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十二号は委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第二十一議案第二十三号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名によりまして、本案について簡単に御報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本認定道路は、加美平区画整理事業の換地処分公告もされ、同地区内の道路を新たに認定しようとするものでありまして、この新路線は三十八路線、延長五千四百八十八・九六メートル、面積にいたしまして三万四千五百五十三・三七平方メートルというものであり、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会の決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。報告を終わります。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第二十三号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十三号は、委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第二十二議案第二十四号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名がございましたので、審査報告をさせていただきます。

「議案審査報告書」 別添参照

議案第二十三号で、ただいま認定されました同区画整理地区内の路線を廃止しようとするもので、この廃止路線が二十路線、延長にして三千六百三十一メートル、面積が一万四千八百四十三平方メートルということで、認定と廃止による増減は、延長にして一千八百五十七・五六メートル、面積において一万九千三百八・九四平方メートルの増となつてゐるのでございます。

本案につきまして、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会へ決定とおり御可決くださいますようお願いいたします、報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第二十四号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十四号は委員会審査報告とおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第二十三陳情第一号一般消費税導入反対要請活動に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 木村田治男君登壇)